

番号：160926

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2
（ジェンダー主流化）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ジェンダー主流化
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2017年1月中旬から2017年3月上旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.65M/M、現地 1.13M/M、合計 1.78M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地活動期間 整理期間
 5日 34日 8日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年12月27日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	ジェンダー主流化に係る各種業務
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
(2) 必要予防接種：黄熱病の予防接種は義務ではありませんが、当局対応が一定していないため、イエローカードを携行することをお勧めします。
詳細は以下のタンザニアに関する情報を参照願います。

「国別渡航情報一覧」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割を占めており、同国における経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵となっている。

またタンザニアでは、2006 年に策定された「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Programme: 以下、ASDP)」の実施を通じて灌漑開発を推進しているものの、約 210 万 ha の目標値に対して 2014 年現在で約 46 万 ha の灌漑開発に留まっている。

タンザニア政府は ASDP の下、500ha 以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府（国）から地方政府（県）へ移管し、県灌漑開発基金（以下、DIDF）を通じて灌漑開発の予算を県に配布し、灌漑開発を推進している。しかし、県による灌漑開発事業が困難であったことから、JICA は、県による自立的な灌漑事業の計画・実施を支援するために、技術協力プロジェクト「県農業開発計画 (District Agriculture Development Plans: 以下、DADPs) 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」を 2007 年 1 月から 3 年間にわたり実施した。その中で、県灌漑技術者による灌漑事業の調査計画から設計、施工、維持管理に至る各段階を包括した作業、及び手順を定めた包括的灌漑事業ガイドライン（以下、CGL）を策定した。これを踏まえて、JICA は CGL を全国に普及し、全国の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的とする技術協力プロジェクト（「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画」（以下、前フェーズプロジェクト））を 2010 年 12 月から 2014 年 6 月まで実施した。

前フェーズプロジェクト終了後、新灌漑法の制定に伴う灌漑行政の体制変更や、人材育成計画の作成など、タンザニアの灌漑行政にかかる実施体制等に変化がある。また、灌漑開発業務を担うゾーン灌漑事務所及び県灌漑事務所の技術者の数や能力が依然として不足しているほか、灌漑施設の運営・管理の主体となる農家水管理組織 (IO) の体制が脆弱なことから、CGL を活用した更なる国及び県の灌漑技術者の能力強化と併せて、県灌漑技術者を通しての IO の組織体制強化が重要な課題となっている。

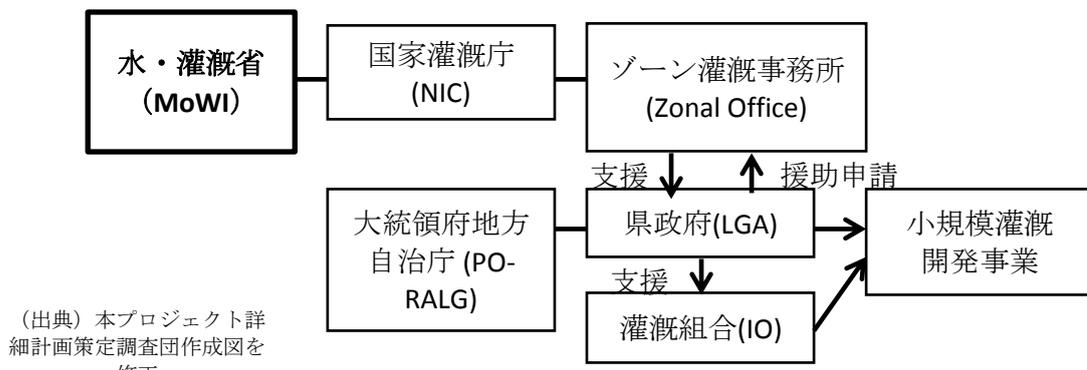
かかる状況を受け、タンザニア政府は、新灌漑法に基づく灌漑開発政策ならびに灌漑人材育成計画の実施を支援することで、灌漑人材の能力強化を主目的とする「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2」(以下、本プロジェクト) の実施にかかる支援を我が国に要請し、JICA は 2015 年 8 月から 2019 年 8 月までの期間で協力を行っている。現在、本プロジェクトでは、ゾーン灌漑事務所及び県灌漑事務所の灌漑技術者の CGL に基づいた灌漑開発能力の向上を図り、灌漑施設整備事業の効率的な実施及び灌漑施設の品質向上に取り組んでいる。また、国家灌漑庁 (NIC) は、整備された施設の効率的及び持続的活用の観点から、同灌漑施設のエンドユーザーであり、かつ運営・維持管理を担う IO の能力強化を重要課題として位置付けている。当該施設を活用して行われる農作業等（維持管理を含む）については、耕起、除草、水路清掃（浚渫等）など多くの作業が女性によって担われている一方で、IO メンバーにおける女性の構成比は約 3 割（プロジェクトチーム調べ）と低い割合になっている。さらに、IO 役員の中には女性の存在が皆無に等しく、県による IO 研修

への参加者も大部分が男性で占められており、IO の中で女性の意見が十分反映されていないほか、施設運営に係る能力向上の機会も男性と比べて非常に少ないと考えられている。

かかる状況下、本プロジェクト関係者は、IO メンバーの男女構成比の改善、IO 役員への女性の登用、女性に対する各種研修への参加促進、さらには農作業における男女の役割分担の適正化といったジェンダーバランスの向上とジェンダー主流化の進展が灌漑開発や施設維持管理を効果的・効率的に行うために重要であり、タンザニア側に対するジェンダー主流化進展への意識強化の働きかけの必要性を認識している。

本業務は、灌漑農業における男性・女性農家の役割の確認、灌漑開発及び灌漑施設運営・管理業務を円滑に行うための特に女性の関わり方などを調査、分析したうえで、セミナー・ワークショップ等を通じ、本プロジェクトにおける灌漑開発・維持管理関係者のジェンダー意識の向上を図り、ジェンダー分野の CGL への記載方法を提案することを目的とする。

タンザニアにおける小規模灌漑開発事業の行政の実施体制を以下に示す。



7. 業務の内容

本業務従事者は JICA 職員及び本プロジェクトの長期専門家等と密な調整を図りつつ、次の業務を実施する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2017年1月中旬～1月下旬)

- ① 10. (2) 参考資料を基に、本プロジェクトの全体的な協力状況を把握する。
- ② ジェンダー主流化アプローチに関わる関係資料 (同国で実施中の関連プロジェクト¹におけるジェンダー分野の活動資料を含む) を収集・整理する。
- ③ ①～②を踏まえて、現地派遣期間におけるワークプラン(英文)を作成し、JICA 農村開発部と打合せを行い、その内容を確認する。

(2) 現地派遣期間 (2017年1月下旬～2017年2月下旬)

- ① NIC 及び JICA 事務所にワーク・プランを提出し、内容の確認を行うとともに必要に応じてワーク・プランを修正する。
- ② 本プロジェクトデモサイト (Formulation and Implementation (F&I) 分野及び Operation and Maintenance (O&M) 分野) (計 5 地区) に関し、ジェンダーに関する意識及びジェンダーバランス等の実態を把握する。必要に応じて、TANRICE2 関係者から、稲作や灌漑組織運営におけるジェンダー視点からの取り組みについての聞き取りも行う。
- ③ ②を踏まえ、ゾーン及び県灌漑事務所職員がジェンダー啓発・普及のためのセミナー/ワークショップで活用可能な簡単な資料を作成する。

¹タンザニア「コメ振興支援計画プロジェクト(通称 TANRICE2)」では農業開発・イネ栽培におけるジェンダー主流化に取り組んでいる。

- ④ ③で作成した資料を使ったセミナー/ワークショップを本プロジェクトのタスクグループ (TG) を対象に行い、同資料の最終化を図る。また、今後の資料の活用法についても TG と協議し結果を取り纏める。
- ⑤ 上記の活動を通してジェンダーに関し、CGL への記載方法について提案し、TG 内で意見交換を行う。なお、CGL への記載における最終的な判断は本プロジェクト内で十分協議し決定する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年2月下旬~3月上旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン
英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)
- (2) 現地業務結果報告書
英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

なお、上記報告書・成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ (CD1 枚、写真データ等を含む) も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は 2017 年 1 月 22 日~2017 年 2 月 24 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

2015 年 8 月から本プロジェクトに長期専門家が派遣されています。本業務はこれら長期専門家と綿密な連携の下で業務を遂行することが求められます。本事業に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです (本業務の現地作業期間に派遣されてい

る関連する専門家のみ記載しています)。

- ・ 総括/データベース (長期派遣専門家)
- ・ 計画施工 (長期派遣専門家)
- ・ 維持管理 (長期派遣専門家)
- ・ 業務調整/研修管理 (長期派遣専門家)

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供 (市外地域への移動を含む。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：NIC 内における執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム (TEL：03-5226-8475) にて配布いたします。

- ・「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」 技術協力プロジェクト事業完了報告書
- ・「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」 専門家業務完了報告書 (チーフアドバイザー/灌漑政策専門家、参加型灌漑維持管理専門家)
- ・包括的灌漑ガイドライン (改訂版)
- ・県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査報告書 (2015年 1月~2月実施分の調査結果をまとめたもの)
- ・タンザニア国「コメ振興支援計画プロジェクト」ジェンダー短期専門家業務完了報告書
- ・タンザニア国「コメ振興支援計画プロジェクト」運営指導調査団 (ジェンダー分野) 報告書
- ・タンザニア国「コメ振興支援計画プロジェクト」ジェンダーガイドライン (案)

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書 (Exemption Certificate:EC) または就労許可証 (Work Permit:WP) を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、「国別渡航情報一覧」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>) をご参照のうえ、必要書類を速やかに提出できるよう準備をお願いします。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業

務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上